

議案第65号

大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてのうち
健康保険部の所管する部分

令和7年3月11日
健康保険部保健所衛生課

● 改正の趣旨

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。令和2年4月1日施行。）に基づく輸出証明書（輸出食品等が輸出相手国の定める要件に適合していることを示す証明書。衛生証明書に限る。）の発行事務及び適合施設（輸出相手国の定める要件に適合している製造、加工等施設）であることの認定事務については、国がこれらの事務を行う場合に手数料を徴収できることとされていることから、大津市手数料条例（平成12年条例第12号）において、本市がこれらの事務を行う場合の手数料を新規に設定するもの。

● 手数料の額（国と同額）

（1）輸出証明書（衛生証明書）の発行事務	1件につき	870円
（2）適合施設であることの認定事務		
ア 実地調査を要するもの	1件につき	20,900円
イ 上記以外のもの	1件につき	10,400円

● 施行日

令和7年4月1日

新旧対照表

現行	改正後(案)
○大津市手数料条例 別表(第2条関係)	○大津市手数料条例 別表(第2条関係)
31 (新設)	31 <u>農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)に基づく事務</u>
	<u>(1) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第15条第2項の規定に基づく輸出証明書(農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則(令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号)第4条第1号に掲げるものに限る。)の発行1件につき 870円</u>
	<u>(2) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項の規定に基づく適合施設の認定の申請に対する審査</u>
	<u>ア 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第23条第1号に掲げる施設認定農林水産物等(飼料を除く。)に係る適合施設の場合 1件につき 20,900円</u>
	<u>イ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第23条第2号に掲げる施設認定農林水産物等(飼料を除く。)に係る適合施設の場合 1件につき 10,400円</u>
31から59まで (略)	32から60まで (略) (1項ずつ繰り下げ)